

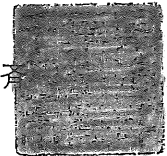
高 第 161 号

令和3年12月17日

社会福祉法人 笑顔

理事長 櫻井 守 様

四街道市長 佐 渡



令和3年度社会福祉法人指導監査の結果について (通知)

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条の規定により貴法人に対する指導監査を実施したところ、別紙のとおり是正改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

別紙

1 文書指摘事項

法人名 社会福祉法人 笑顔

区 分	項 目	指摘内容	備考
会計管 理	注意事項の記 載	注記事項5の「法人が作成する計算書類」の 項の記載内容と作成された計算書類とが不 一致である。 社会福祉法人会計基準に定められた計算書 類で作成すること。	社会福祉法人会 計基準第7条の 2、留意事項7
	科目表示	固定資産の区分に「基本財産」の区分がない。 定款第30条には、基本財産の定義があるの で、「基本財産」として区分表示すること。 また、付属明細書にも記載がない。	社会福祉法人会 計基準第30条 から第34条ま で、運用上の取 扱26、別紙4